

# AMT/NEWSLETTER

## Economic Security & International Trade

2025 年 1 月 31 日

### 2025 年における経済安全保障法制の整備に係る最新動向 — 第 11 回経済安全保障法制に関する有識者会議 —

弁護士 松本 拓 / 弁護士 鈴木 潤 / 弁護士 石川 雅人

#### Contents

- I. はじめに
- II. 基幹インフラ制度への医療分野の追加に関する検討について
  - 1. 基幹インフラ制度について
  - 2. 医療分野の追加に関する検討経緯
  - 3. 有識者会議における議論
- III. 既指定の特定重要物資に係る支援対象の拡充について
  - 1. サプライチェーンの強靱化の取組とその支援対象
  - 2. 支援対象の拡充
- IV. 特別特定重要物資の安定供給確保のための GOCO(国施設民間操業)スキーム
  - 1. GOCO(国施設民間操業)スキーム
  - 2. GOCO の方向性
- V. おわりに

#### I. はじめに

2024 年 12 月 24 日、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律<sup>1</sup>(令和 4 年法律第 43 号。以下「経済安全保障推進法」または単に「法」という。)の施行や改正に係る議論を行う、経済安全保障法制に関する有識者会議(以下「有識者会議」という。)(第 11 回)が開催された。当該会議においては、①基幹インフラ制度への医療分野の追加、②既指定の特定重要物資に係る支援対象の拡充、③特別特定重要物資の安定供給確保のための GOCO(国施設民間操業)スキームなど、2025 年における経済安全保障法制の整備に係る動向を占う上で重要な議題について議論がされた。

本稿では、第 11 回有識者会議における上記①から③までの議論のポイントや今後事業者に求められる対応について説明する。

<sup>1</sup> [https://laws.e-gov.go.jp/law/504AC0000000043/20251116\\_506AC0000000028](https://laws.e-gov.go.jp/law/504AC0000000043/20251116_506AC0000000028)

## II. 基幹インフラ制度への医療分野の追加に関する検討について

### 1. 基幹インフラ制度について

法に基づく基幹インフラ制度とは、同法で定められた電気、ガス、石油等の対象分野<sup>2</sup>(下表参照)の中から政令<sup>3</sup>によって絞り込まれた規制対象事業(特定社会基盤事業)のうち、主務大臣が定める指定基準<sup>4</sup>を満たした者を主務大臣が特定社会基盤事業者に指定した上で、特定社会基盤事業者として指定された者が特定の重要設備(特定重要設備)の導入や維持管理等の委託をしようとする際に、国への事前届出を義務付け、一定期間の審査が終了するまでの間当該重要設備の導入等を禁止する制度であり、2024年5月から運用が開始されている。

(参考)基幹インフラ制度の対象分野(15分野)

電気	ガス	石油	水道	鉄道
貨物自動車運送	外航貨物	港湾運送 <sup>5</sup>	航空	空港
電気通信	放送	郵便	金融	クレジット

### 2. 医療分野の追加に関する検討経緯

医療分野は、元々サイバーセキュリティ基本法<sup>6</sup>に基づく重要インフラ<sup>7</sup>には含まれていなかったものの、経済安全保障推進法が2022年4月に成立した時点では、基幹インフラ制度の対象分野には含まれていなかった。その後、同年10月に地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪急性期・総合医療センターに対するサイバー攻撃が発生したことを受け、2024年1月の第9回有識者会議において基幹インフラ制度の対象分野への医療分野の追加が議論されたが、①個別の医療機関については、特定社会基盤事業者として指定される者や特定重要設備の対象となるシステムが想定されないとして、基幹インフラ制度の対象としない方向とされた。他方、②医療DXに係るシステム(オンライン資格確認等システムおよび電子処方箋管理サービス)については、電子カルテ共有サービスや標準型電子カルテシステム等の検討を進める中で基幹インフラ制度の対象とするかどうかを引き続き検討していくこととされた<sup>8</sup>。

その結果、同年5月に成立した経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の一部を改正する法律(令和6年法律第28号)においては、基幹インフラ制度の対象分野への医療分野の追加は見送られた。一

<sup>2</sup> 経済安全保障推進法 50 条 1 項

<sup>3</sup> 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令(令和4年政令第394号)9条 <https://laws.e-gov.go.jp/law/504CO0000000394>

<sup>4</sup> 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する内閣府令(令和5年内閣府令第61号)2条等

<sup>5</sup> 港湾運送(一般港湾運送事業)は経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の一部を改正する法律(令和6年法律第28号)による改正で対象分野に追加された業種である(本稿執筆時点では未施行)。

<sup>6</sup> サイバーセキュリティ基本法(平成26年法律第104号)

<sup>7</sup> サイバーセキュリティ戦略本部「重要インフラのサイバーセキュリティに係る行動計画」別紙1(内閣サイバーセキュリティセンター、2024年3月8日) [https://www.nisc.go.jp/pdf/policy/infra/cip\\_policy\\_2024.pdf](https://www.nisc.go.jp/pdf/policy/infra/cip_policy_2024.pdf)

<sup>8</sup> 第9回経済安全保障法制に関する有識者会議「特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度の施行状況及び対象事業の追加について」資料4(内閣官房経済安全保障法制準備室、2024年1月29日)

[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai\\_anzen\\_hosyohousei/r5\\_dai9/siryou4.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai_anzen_hosyohousei/r5_dai9/siryou4.pdf) 9-11 頁

方で、同法に対する附帯決議<sup>9</sup>や同年 6 月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2024」<sup>10</sup>においては、医療分野を基幹インフラ制度の対象に追加することを引き続き検討することとされた。

### 3. 有識者会議における議論

第 11 回有識者会議において、基幹インフラ制度の対象分野への医療分野の追加については、近年、医療機関がサイバー攻撃を受けているところ、今後、医療 DX の推進やそれに伴う医療機関のシステム環境の変化が見込まれることおよび「サイバー安全保障分野での対応能力の向上に向けた有識者会議」において、基幹インフラ等に関する情報共有の促進等が提言されたこと<sup>11</sup>も踏まえ、以下の方針で検討を進め、速やかに必要な対応を行うこととされた。

- ① 個別の医療機関については、基幹インフラ制度の対象となり得る医療機関や特定重要設備等の検討を行い、令和 7 年度夏までに結論を得る。
- ② 社会保険診療報酬支払基金については、基幹インフラ制度の対象となり得る特定重要設備等の検討を行い、令和 7 年度夏までに結論を得る。

また、今後議論すべき論点は以下のとおりとされている。

- ① 個別の医療機関について
  - a. 安定的な医療提供体制全体を脅かすリスクシナリオ(サプライチェーン・リスク等)
  - b. 基幹インフラ制度の対象として検討すべき医療機関
  - c. 基幹インフラ制度の対象として検討すべき特定重要設備等
- ② 社会保険診療報酬支払基金<sup>12</sup>について
  - a. 社会保険診療報酬支払基金が行う医療 DX 業務を脅かすリスクシナリオ(サプライチェーン・リスク等)
  - b. 基幹インフラ制度の対象として検討すべき特定重要設備等
  - c. 医療 DX について国のガバナンスが強化される支払基金のサイバーセキュリティ基本法に基づく「指定法人化」<sup>13</sup>の方針

<sup>9</sup> 「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の一部を改正する法律に対する附帯決議」(衆議院内閣委員会、2024 年 4 月 5 日)

[https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_rchome.nsf/html/rchome/Futai/naikaku3763C6B6DF2DAD0649258AF600233D0E.htm](https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Futai/naikaku3763C6B6DF2DAD0649258AF600233D0E.htm)、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の一部を改正する法律に対する附帯決議」(参議院内閣委員会、2024 年 5 月 9 日)<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/213/pdf/k0802130252130.pdf>

<sup>10</sup> 「経済財政運営と改革の基本方針 2024」(内閣府、2024 年 6 月 21 日)[https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/honebuto/2024/2024\\_basicpolicies\\_ja.pdf](https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/honebuto/2024/2024_basicpolicies_ja.pdf)

<sup>11</sup> サイバー安全保障分野での対応能力の向上に向けた有識者会議「サイバー安全保障分野での対応能力の向上に向けた提言」(内閣官房、2024 年 11 月 29 日)[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/cyber\\_anzen\\_hosyo/koujou\\_teigen/teigen.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/cyber_anzen_hosyo/koujou_teigen/teigen.pdf)

<sup>12</sup> 厚生労働省は、医療 DX の推進に当たり、社会保険診療報酬支払基金を改組し、診療報酬等の審査支払機能に加え、医療 DX に係るシステムの開発・運用主体とする予定である(第 11 回経済安全保障法制に関する有識者会議「特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度の一般港湾運送事業追加に向けた準備状況等について」資料 6(内閣官房経済安全保障法制準備室、2024 年 12 月 24 日)[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai\\_anzen\\_hosyohousei/r6\\_dai11/siryou6.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai_anzen_hosyohousei/r6_dai11/siryou6.pdf) 7 頁)。

<sup>13</sup> 国は、サイバーセキュリティ基本法 13 条の規定に基づきサイバーセキュリティ戦略本部が指定する法人について、情報システムに対する不正な活動の監視および分析、サイバーセキュリティに関する演習および訓練、サイバーセキュリティに関する情報の共有等の施策を行うこととされている。

### III. 既指定の特定重要物資に係る支援対象の拡充について

#### 1. サプライチェーンの強靱化の取組とその支援対象

経済安全保障推進法では、国が、国民の生存に必要不可欠なまたは広く国民生活・経済活動が依拠している重要な物資を特定重要物資(下図参照)として指定した上で(法 7 条)、基金<sup>14</sup>を通じて特定重要物資等<sup>15</sup>の安定供給確保に取り組む民間事業者に対して助成金の交付等の支援措置を講ずることとしている(法 31 条 3 項 1 号等)。

民間事業者が国の支援を受けるためには、その実施しようとする特定重要物資等の安定供給確保のための取組に関する計画(供給確保計画)を作成し、主務大臣に提出してその認定を受ける必要がある(法 9 条 1 項)。そして供給確保計画の認定を受けるためには、その取組の内容が、主務大臣が定めた特定重要物資等に係る安定供給確保を図るための取組方針(安定供給確保取組方針)に照らして適切なものであるなどの必要がある(同条 4 項 1 号)。

各特定重要物資に係る安定供給確保取組方針においては、すべての取組・特定重要物資等が支援対象となっているわけではなく、実際の支援対象は、一定の取組・特定重要物資等に限定されている。

なお、2024 年 12 月 23 日時点で、12 の特定重要物資につき、基金の総額は 2 兆 1830 億円に上っており、123 件の供給確保計画が認定されている。

特定重要物資の主な支援措置  
及び認定済計画数 (計123件)

(令和 6 年 12 月 23 日時点)

<b>抗菌性物質製剤 (厚労) (2件認定)</b> 原材料及び原薬の生産基盤強化、備蓄 ・βラクタム系抗菌薬	<b>肥料 (農水) (12件認定)</b> 備蓄 ・りん酸アンモニウム ・塩化カリウム	<b>船舶の部品 (国交) (11件認定)</b> 生産基盤強化 ・エンジン (2ストローク・4ストローク) ・クランクシャフト ・ソナー ・プロペラ
<b>半導体 (経産) (24件認定)</b> 生産基盤強化、原料の供給基盤強化 ・従来型半導体 ・半導体製造装置 (部素材含む) ・半導体部素材 (部素材含む) ・半導体原料 (黄リン、ヘリウム、希ガス、蛍石等)	<b>蓄電池 (経産) (32件認定)</b> 生産基盤強化、技術開発 ・蓄電池 ・蓄電池製造装置 ・蓄電池部素材	<b>航空機の部品 (経産) (14件認定)</b> 生産基盤強化、研究開発等 ・大型鍛造品 ・CMC ・炭素繊維 ・鋳造品 ・SIC繊維 ・スボンジタン
<b>永久磁石 (経産) (4件認定)</b> 生産基盤強化、技術開発等 ・ネオジム磁石 ・サマリウムコバルト磁石 ・省レアアース磁石	<b>先端電子部品 (経産) (2件認定)</b> 生産基盤強化、研究開発 ・MLCC・フィルムコンデンサ ・SAWフィルター・BAWフィルター ・電子部品製造装置 (部素材含む) ・電子部品部素材 (部素材含む)	<b>工作機械・産業用ロボット (経産) (5件認定)</b> 生産基盤強化、研究開発 ・CNC ・減速機 ・リニアガイド ・鋳物代替素材 (ミネラルキャスト) ・サーボ機構 ・PLC ・リニアスケール ・CNCシステム ・ボールねじ
<b>重要鉱物 (経産) (5件認定)</b> 探鉱、鉱山開発、精錬能力強化、技術開発 ・マンガン ・リチウム ・ガリウム ・ニッケル ・グラファイト ・ゲルマニウム ・コバルト ・レアアース ・ウラン	<b>天然ガス (経産) (1件認定)</b> 戦略的余剰液化天然ガスの確保 ・天然ガス	<b>クラウドプログラム (経産) (11件認定)</b> プログラム開発・開発に必要な利用環境の整備 ・基盤クラウドプログラム ・高度な電子計算機

出典:「サプライチェーンの強靱化の取組のフォローアップと今後の見直しの方向性」(内閣官房経済安全保障法制準備室、2024 年 12 月 24 日)<sup>16</sup> 1 頁

#### 2. 支援対象の拡充

第 11 回有識者会議で議論された支援対象の拡充の方向性は以下のとおりである。

<sup>14</sup> 供給確保計画の認定を受けた事業者(認定供給確保事業者)に対する助成金等の交付は、安定供給確保支援法人基金または安定供給確保支援独立行政法人基金を通じて行われる(法 34 条、43 条)。

<sup>15</sup> 「特定重要物資等」とは、特定重要物資またはその生産に必要な原材料、部品、設備、機器、装置もしくはプログラムをいう(法 8 条 1 項)。

<sup>16</sup> [https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai\\_anzen\\_hosyohousei/r6\\_dai11/siryou1.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai_anzen_hosyohousei/r6_dai11/siryou1.pdf)

#### ア 永久磁石

- 磁石と EV 駆動用モーターの一体開発

永久磁石はモーターの性能を決定付ける基幹部品であるところ、ネオジム磁石に用いられる重希土類の使用量を節減し、永久磁石の安定供給確保を図るため、磁石と EV 駆動用モーターの一体開発を支援対象に追加する<sup>17</sup>。

#### イ 半導体

- 蛍石のリサイクル対象範囲の拡大

蛍石は、半導体に不可欠なエッチング工程等で使用される原料で、供給が途絶すればほぼすべての半導体の製造が停止するおそれがあり、他物資による代替が困難であるにもかかわらず、過度に海外依存している状況である。現在、蛍石のリサイクルに関する支援は、「半導体製造工程で発生した使用済み原料」から「蛍石」へのリサイクルに限定されているが、新たなリサイクル手法が開発されてきたことを踏まえて、「半導体製造工程以外も含む廃液・廃材」から「蛍石・蛍石誘導品」へのリサイクルを新たに支援対象に追加する<sup>18</sup>。

- 従来型半導体の認定要件の見直し

半導体製造の「後工程」は、海外移設や外部事業者への委託により対応する場合も多いが、「前工程」と「後工程」が国内外に分断されている状況はサプライチェーンの途絶リスクをはらんでいることに加え、医療機器や自動車向けなどの特に重要な用途の半導体については、供給途絶の確実性や支援の有効性がある限り、設備投資規模にかかわらず即時に支援する必要がある。そこで、現行の設備投資額の要件(原則 300 億円以上、パワー半導体の場合は 2,000 億円以上)は維持しつつ、例外的に「後工程」と例外要件に該当する半導体について、当該設備投資額の要件を満たさないものであっても支援対象に追加する<sup>19</sup>。

#### ウ 重要鉱物

- 支援対象鉱物の追加

半導体の原材料となるタングステン、フッ素、シリコンおよびリン、先端電子部品の原材料となるジルコニウム・バリウム、計 6 鉱種を施策の対象に追加し、探鉱・鉱山開発・製錬・技術開発を支援する<sup>20</sup>。

## IV. 特別特定重要物資の安定供給確保のための GOCO(国施設民間操業)スキーム

### 1. GOCO(国施設民間操業)スキーム

特定重要物資の安定供給確保のための取組は民間事業者が主体となっており、政府はその支援を行うものであるが、主務大臣は、民間事業者に対する支援では特定重要物資の安定供給確保を図ることが困難であると認めるときは、当該特定重要物資を安定供給確保のための特別の対策を講ずる必要がある特定重要物資(特別特定重要物資)として指定した上で、特別特定重要物資またはその生産に必要な原材料等について、備蓄その他の安定供給確保のために必要な措置を講ずるものとされている(法 44 条 1 項、6 項)。法には、当該措置として、GOCO(Government-Owned, Contractor-Operated(国施設民間操業))、すなわち政府が当該措置に必要な施設を取得した上で、当該施設の管理を政府が指定した法人(民間事業者)に委託することを可能とする規定がすでに存在しているが(法 45 条 1 項)、現時点において GOCO の実施に必要な政省令等は未整備であるため、第 11 回有識者会議において政省令等の改正案

<sup>17</sup> 第 11 回経済安全保障法制に関する有識者会議「既指定物資の取組拡充(取組方針の改定)」資料 2(内閣官房経済安全保障法制準備室、2024 年 12 月 24 日)[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai\\_anzen\\_hosyohousei/r6\\_dai11/siryou2.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai_anzen_hosyohousei/r6_dai11/siryou2.pdf) 2 頁

<sup>18</sup> 「既指定物資の取組拡充(取組方針の改定)」前掲注 173 頁

<sup>19</sup> 「既指定物資の取組拡充(取組方針の改定)」前掲注 174 頁

<sup>20</sup> 「既指定物資の取組拡充(取組方針の改定)」前掲注 175 頁

(GOCO の方向性)について議論がなされた<sup>21</sup>。

## 2. GOCO の方向性

第 11 会有識者会議においては、GOCO に関して以下のような方向性が示されている<sup>22</sup>。

- ① 主務大臣は、国自らの措置を講ずる必要性、状況の困難性、手段としての相当性・有効性が認められることを前提に、それらの程度に基づき特別特定重要物資の指定の是非を総合的に判断する。指定に当たっては有識者の意見を適切に参照する。
- ② 国が指定された特別特定重要物資等<sup>23</sup>の生産事業者と契約を締結した上で施設を取得し、当該生産事業者と施設の管理委託契約および当該特別特定重要物資等の生産請負契約を締結し、当該特別特定重要物資等の生産等を行う。
- ③ 生産された特別特定重要物資等は当該生産請負契約に基づき、当該生産事業者の所有物となり、民間市場において販売を行い、当該生産事業者の収入となる。

## V. おわりに

以上のとおり、第 11 会有識者会議においては、2025 年の経済安全保障法制の整備の動向を占う上で重要な議論がなされた。これらのうち、措置が講じられた際にとりわけ企業への影響が大きいのは、基幹インフラ審査の対象への医療分野の追加および特別特定重要物資に関する GOCO スキームであると考えられる。前者に関しては、従前の有識者会議における整理とは異なり、医療 DX に係るシステムのみならず、個別の医療機関も対象とされることが検討されているところ、対象事業者や対象設備の選定の仕方によっては、医療機関および医療機関に対する機器の供給・維持管理等のサプライチェーンに連なる広範な事業者に大きな影響を及ぼし得ることから、かかる事業を営む企業は留意が必要である。他方、後者に関しては、対象物資は厳格な要件で限定されており、想定される適用場面もパンデミックや経済的威圧等によって物資や技術の確保に甚大な支障が生じるようなきわめて例外的な場面に限定されているものの、特定重要物資を取り扱う企業においては、緊急時にはこうした措置がとられ得ることを認識しておく必要があると考えられる。

以上

---

<sup>21</sup> 第 11 回経済安全保障法制に関する有識者会議「経済安全保障推進法に基づき国自ら講ずる措置」資料 3-1(内閣官房経済安全保障法制準備室、2024 年 12 月 24 日)2 頁 [https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai\\_anzen\\_hosyohousei/r6\\_dai11/siryou3-1.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai_anzen_hosyohousei/r6_dai11/siryou3-1.pdf)

<sup>22</sup> 「経済安全保障推進法に基づき国自ら講ずる措置」前掲注 21 2 頁以下

<sup>23</sup> 特別特定重要物資またはその生産に必要な原材料等をいう。

- 
- 
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
  
  - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。  
弁護士 松本 拓 (taku.matsumoto@amt-law.com)  
弁護士 鈴木 潤 (jun.suzuki@amt-law.com)  
弁護士 石川 雅人 (masato.ishikawa@amt-law.com)
  
  - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
  
  - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。